

戸籍にフリガナが記載されます！

2025年5月26日 戸籍改正法施行

本年5月26日に、戸籍に氏名のフリガナを記載する改正法が施行されました。

従前、出生届には氏名のフリガナが記載されていましたが、戸籍には記載事項とされておらず、戸籍上公証されていませんでした。

【戸籍に氏名のフリガナを記載する主なメリット】

➤ 行政のデジタル化推進のための基盤整備

行政機関などが保有する氏名の情報の多くは漢字表記ですが、同じ漢字でも様々な字体がありデータベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要していました。

フリガナを記載することにより、検索処理などが容易になることが期待されます。

➤ 本人確認資料としての利用

フリガナが戸籍に記載されることで住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになります。

また、正確に氏名を呼称することが可能な場合が多くなります。

➤ 各種規制の潜脱防止

金融機関などにおいて氏名のフリガナが本人確認のために利用されていますが、同一人物が複数のフリガナを使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがありました。今後、このような規制の潜脱行為を防止することができます。

★フリガナには法務省により指針が示されており、差別的・卑猥で著しく不快感を引き起こすものや、明らかに名前としてふさわしくないものは認めないとされています。

【指針で示された具体例】

○ 認める	読み方の一部を当てる	桜良（サラ）、 心愛（ココア）
	熟語として読み方が一般的	飛鳥（アスカ）、 五月（サツキ）
	読まなくても意味が関係する	美空（ソラ）、 彩夢（ユメ）
× 認めない	漢字の意味と関係がない	太郎（ジョージ）
	別の単語を追加	健（ケンサマ）
	別の意味を持つ	高（ヒクシ）、 太郎（ジロウ）

Q：届出することができないフリガナは？

A：氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。

令和7年5月26日から
戸籍にフリガナが記載されます

フリガナの通知を 必ず確認しよう！

本籍地の市区町村長から
氏名のフリガナの通知が
送られてくるよ！
フリガナが誤っていたら
令和8年5月25日までに
届出をしてね！



フリガナが正しい場合には
届出をしなくても通知のとおり
戸籍に記載されるから大丈夫！

戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

制度の詳細はこちら

戸籍 フリガナ



法務省民事局

【今後の事務手続きの流れ】

すでに生まれていて戸籍がある人に対して、本籍地の自治体が住民票などを参考に氏名のフリガナを記した通知を送ります。

➤ 2025年5月以降

本籍地の自治体がフリガナの通知を送送



➤ 1年以内に

通知を見てフリガナを修正したい場合はマイナポータルや自治体窓口で届け出



➤ 2026年5月以降

届け出が無ければ通知に記載されているフリガナを自治体が登録



届け出をせずにその後修正したい場合は1回のみ家庭裁判所の許可なく修正可能

※施行後は出生届などの際に自治体が読み方を審査します。審査で認めるべきか疑問が生じた場合は、届け出た父母などが読み方の由来の説明を行い、それでも解決しない場合は各地の法務局や法務省で審査を照会する流れとなります。

Q：制度開始に当たって気をつけることは？

A：他の行政手続等（パスポート等）において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違ふことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。



不審に思うことがありましたら、迷わずに最寄りの警察署へご連絡を！

Q：誰が届出をすることができますか？

A：名のフリガナは各人が届け出ることができますが、氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますので、配偶者などの在籍者と十分にご相談ください。

Q：子ども（未成年者）の届出は誰がするのですか？

A：親権者が届出をすることとなります。ただし、15歳に達した子については、子自身が届出をすることもできると考えられます。

Q：通知に記載されたフリガナと異なるフリガナで届出をする場合には何が必要ですか？

A：必要事項を記入した届書が必要です。この際、氏名のフリガナについて、氏名の読み方として一般に認められているものでない読み方を用いている場合は、「読み方が通用していることを証する書面」として、当該読み方が使われていることを示す資料（パスポート、預貯金通帳、健康保険証、資格確認書等）を併せてご提出いただくことになります。なお、届出に手数料は一切かかりません。

詐欺に御注意ください

フリガナの届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



不審に思ったら...

- ・お住まいの市区町村担当窓口
 - ・最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
 - ・消費者ホットライン 188（いやや！）
- ※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら



法務省



警察庁



消費者庁

弊社は損害保険会社7社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。

現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では、募集品質の改善・向上への取り組みの一環として、お客様から忌憚ないご意見やご感想を伺っております。是非ともご協力ください！

“お客様アンケートのサイト”



[アンケート-東京セントラル\(tokyo-central.co.jp\)](https://tokyo-central.co.jp)



◆弊社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。